

平成24年(ワ)第49号等 玄海原発差止等請求事件

原告 長谷川 照 ほか

被告 九州電力株式会社

国

準備書面65

2019年4月5日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 板井 優



弁護士 河西 龍太郎



弁護士 東島 浩幸



弁護士 植島 敏雅



外

第1 本書面の目的

本書面では、本件原発の公共性（再稼働の必要性）がないことについて述べる。

本件原発の持つ危険性については、これまで原告らが主張してきた通りである。多様な発電方法がある中で、国民の生活を根底から覆すような重

大な事故を起こす危険性を持つのは、ただ原子力発電のみである。

他方、この九州地域では、「安全・安心」なエネルギー（+燃料コストゼロ、CO₂の排出ゼロの純国産エネルギー）である太陽光発電や風力発電が生み出す発電量は飛躍的に増大しており、九州は「再エネ先進地域」である。

それにも関わらず、被告九電は、危険な原発のフル稼働を続ける一方で、「安全・安心」な再エネが生み出す電力をむざむざと捨て去っている。それが「『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』に基づく再エネ出力制御指示抑制」（以下、「出力抑制」という。）である。

本書面では、昨年10月に我が国で初めて実施されて以降、現在まで度々繰り返されている出力抑制に着目し、被告九電が、「安全・安心」なエネルギーである太陽光や風力発電の生み出す電力を捨て去ってまで、原発をフル稼働させていることに公共性がないことを摘示する。

第2 我が国政府の方針（再生可能エネルギーの主力電源化と脱原発）

1 3E+S 発展の本命は再生可能エネルギー

2018（平成30）年7月3日、我が国政府は、「第5次エネルギー基本計画」を発表した（甲 A479）。

「第5次エネルギー基本計画」では「3E+S」、

- ① 安全最優先（Safety）
- ② 資源自給率（Energy security）
- ③ 環境適合（Environment）
- ④ 国民負担抑制（Economic efficiency）

を政府のエネルギー政策の大原則として掲げている。

その実現のために、2030年のエネルギーミックスの確実な実現に向けて、再生可能エネルギーについては「主力電源化への布石」な

どに取り組む一方、原子力発電については「依存度を可能な限り低減」する、とされている。

すなわち、将来のエネルギー構成についての政府の方針は、3E+Sのうち、特に「安全最優先」の観点から、①危険性ゼロ（安全）という長所に加え、②資源も技術も完全自給の純国産エネルギーで、③CO₂排出ゼロ、④燃料代ゼロである、太陽光や風力発電など再生可能エネルギーを「主力電源」にするための施策を進める一方、安全性に重大な問題がある原発は可能な限り依存度を低下させる、というものである。

ただちにすべての原発再稼働を止めるべきとする原告らの主張とは相違するが、いずれにしろ再生可能エネルギーを主力電源化し、脱原発をすすめるという点では、エネルギー・ミックスに関する世界の趨勢でもあり、我が国でも当然にとるべき方針であろう。

2 「九州地方は日本の再エネ先進地域」

この点、被告九州電力管内（以下、「九州エリア」という。）は、再生可能エネルギーについて十二分のポテンシャルを有し、他地域に先駆けて主力電源化を達成できる見込みが高い「再エネ先進地域」である。

平成20年以降、九州エリアの太陽光の導入量（接続済み量）は加速度的に普及してきた（図-1）。

2008（平成20）年度には、わずか33万kWに過ぎなかった太陽光の導入量は、福島第一原発事故後の自然再生エネルギー促進に対する国民の強い支持を背景とした「買い取り制度」の導入に加え、様々な技術革新、コスト削減などの成果によって、5年後の2013（平成25）年には9倍の約270万kWまで急成長し、そして2019（平成31）年2月末には844万kWという驚嘆すべき発電量に達した。

(図－1 出典：被告九電ウェブサイト)



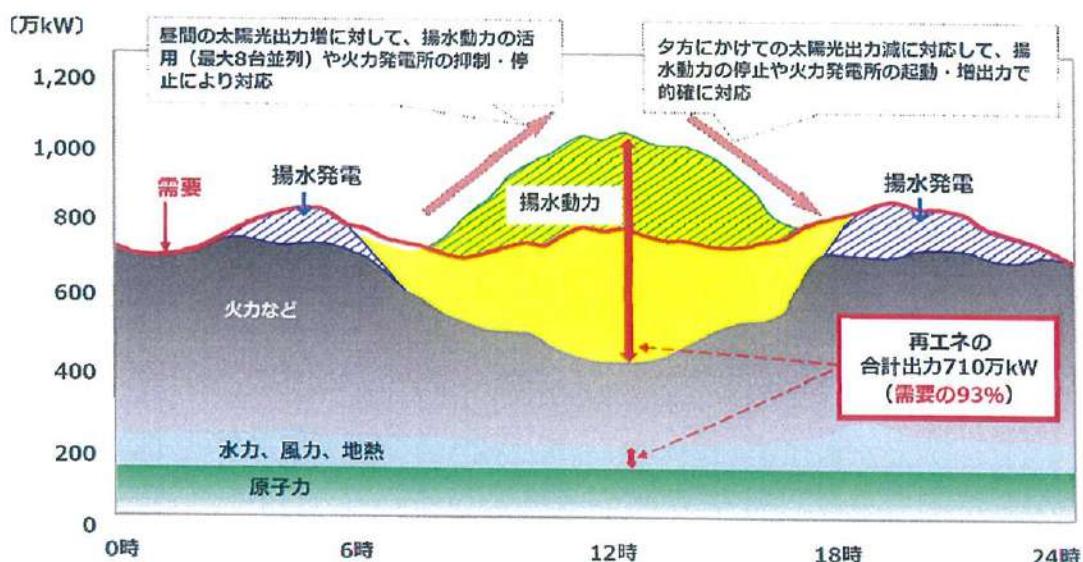
被告国（経産省資源エネルギー庁）のウェブサイト（甲 A480）でも「日照条件に恵まれている九州地方では、今でも毎月 5 万 kW のペースで太陽光発電の導入が進んでいます。2018 年 7 月末時点で、合計約 800 万 kW の太陽光発電が導入され、九州地方の太陽光発電の導入比率は全国の約 2 割におよんでいます。

こうした太陽光発電などの再エネ導入が拡大した結果、九州では多くの電気が再エネでまかなわれています。2018 年のゴールデンウィーク、5 月 3 日の 13 時には、九州地方における再エネの出力（発電した電気の量）は、需要すべてのうち 93%（太陽光だけでも 81%）に相当する量を記録しました。つまり、この時間帯は、九州で使われているほとんどの電気が再エネで発電されていたことになります。」

と記載されているように、特にこの九州エリアでは、太陽光発電の発

電量（供給力）は飛躍的に増大し続けている（図－2参照）。

（図－2 出典：資源エネルギー庁ウェブサイト）



そして、今後の伸び代（太陽光発電量増加の潜在的可能性）も確実視されているのである。

被告国が言うとおり九州は日本の「再エネ先進地域」なのである。

3 九州エリアの電力需給

（1）電力供給の動向

「日本の再エネ先進地域」である九州エリアにおける、現在の原子力発電を除く発電設備の各最大供給力は、おおよそ

- ・火力 1200万kW
- ・水力 120万kW
- ・地熱 14万kW
- ・バイオマス 22万kW

となっている。

これに、太陽光発電の840万kWないし揚水発電の100万kW、

その他風力発電や新電力会社の発電事業分なども加えれば、原発なしでも、現時点で1500万～2000万kWを超える供給力を有している。

以上の通り、九州エリアにおいては、驚異的な太陽光発電の供給力の増加に加え、風力や地熱などその他の再生可能エネルギーについても十分な“伸び代”を有しており、その供給力は飛躍的に成長することが確実視されている。

(2) 電力需要の動向

ア 減少を続けるエリアの電力需要

2011年の福島第一原発事故以降、国民全体の節電意識の高まりや、省エネに関する技術促進、経済の動向なども影響して、九州エリアの年間を通じた販売電力量（電力・電灯需要）は年を追うごとに減少を続けている（図一3）。

（図一3 出典：九州電力データブック 2018の59頁）



イ 電力需要の現状

その結果、現在の九州エリアの各月別の時間単位の電力需要は、概ね以下の表の通りで推移している。

【平成 30 年九電管内電力需要実績（九電 HP より抽出）】

月	最大需要 (万 kW)	日時	最小需要 (万 kW)	日時
1月	1540	1/12 18:00	740	1/1 14:00
2月	1575	2/6 18:00	834	2/26 0:00
3月	1228	3/9 18:00	725	3/25 14:00
4月	1050	4/7 18:00	672	4/30 0:00
5月	1131	5/18 16:00	653	5/6 0:00
6月	1273	6/27 13:00	704	6/4 0:00
7月	1601	7/26 14:00	746	7/9 1:00
8月	1588	8/6 14:00	787	8/20 2:00
9月	1394	9/3 16:00	694	9/10 1:00
10月	1156	10/5 15:00	653	10/1 1:00

ウ 今後の電力需要の見通し

被告九電も「九州電力データブック 2018」の中で「2016年夏は、東日本大震災後の2011年以降で初めて節電要請がありませんでしたが、九州エリアにおける、7～8月の平日の電力需要は、2010年比で▲10%（▲160万kW）程度減少しており、節電が定着しているものと考えられます」としている（同63頁）。

すなわち、猛暑や厳冬の影響はあるにしても、LED 照明や電子機器の分野の劇的な省エネ技術革新の発展と、国民の省エネ意識の高まりは確立されており、今後とも九州エリアの電力需要が減少し続けることは明白である。

(3) 電力需給に関するまとめ

以上のとおり、太陽光発電の急速な普及と省エネの技術革新、国民の節電意識の高まりなどにより、需要の高い夏場のピーク時間帯（午後～夕方）および厳冬期のピーク時間帯（夕方ころ）を除けば、九州エリアの電力供給については、再生可能エネルギーを主体として、補助的に火力発電を組み合わせることで安定供給は可能であるし、またピーク時についても、現時点では、火力発電や揚水発電の計画的活用により十分にまかぬことが可能である。

さらに今後は、蓄電池の開発・整備、バイオマスや風力、地熱、中小規模水力など気候や時間帯に関係のない再生可能エネルギーの促進、省エネ技術のより一層の発展によって、火力に頼らずとも、発電量が充足できる見込みが立つ。

3 小括

以上の通り、再生可能エネルギーの主力電源化と脱原発をすすめるという我が国とのるべき方針（ないしは原発依存度を可能な限り低減するという政府の方針）を実現するために、この九州エリアは我が国の先頭に立って再生可能エネルギーの普及を進めるべき地域であることは明らかである

第3 出力抑制の問題点

1 原発の再稼働

被告九電は、2015（平成27）年8月に川内原発1号機、同年10月に同2号機を再稼働させ、2018（平成30）年3月に本件原発3号機を、同年6月に同4号機を再稼働させた。

これらの原子炉はフル稼働されて、4機合計で約440万kWの電力を作り出している。

2 出力抑制の実施

(1) 出力抑制の現状

前項の通り、被告九電は、再稼働した4基の原発をフル稼働させる一方で、2018（平成30）年10月13・14日の2日間にわたって、北部九州各県（福岡、佐賀、大分、長崎）の太陽光発電の事業者らに対して、一時的な発電停止を求める出力抑制を実施した。

この出力抑制の実施は、離島を除けば我が国初の事態で、各報道機関でも大きく取り上げられ、全国で衝撃的なニュースとなった。

発電停止を求められ、被告九電の送電網との接続を切断された事業者数は9759件に及び、同月13日には43万kW、翌14日には80万kWもの太陽光発電が無駄になった。

また、その約1週間後の同年10月19・21日の2日間も出力抑制が行われた。

この10月21日には、実績値でマイナス93万kWの出力抑制が行われた。

この日の出力抑制を行った時間帯の電力需要（実績値）は732万kWであり、割合にすれば九州全体の電力需要の実に12.7パーセントに相当する「安全・安心」な電力が捨てられたことになる。

報道などによれば、この需要の12.7パーセントという数字は、約240万世帯分に相当するもので、「安全・安心」な上、燃料費もゼロ、CO₂の排出もゼロ、放射性廃棄物もゼロ、という貴重なエネルギーが、原発フル稼働の陰で240万世帯分も捨てられてしまったのである。

さらに、同年11月3・4日には、太陽光のみならず、風力発電事業者らに対してまでも出力抑制を実施した。

風力発電も太陽光発電と同様、安全性に優れる上、燃料費もゼロ、

CO₂の排出もゼロ、放射性廃棄物もゼロ、という貴重なエネルギーであることはいうまでもない。

現在（2019年4月4日）に至るまで、延べ30回に渡る出力抑制が行われているが（甲 A481）、原発4基をフル稼働し続ける陰で、これだけの「安全・安心」で貴重な電力資源が無駄に捨てられているのである。

（2）出力抑制を行う理由

このような出力抑制が行われる理由は以下の通りである。

前述の通り、九州エリアでは、近年太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーによる供給量が飛躍的に増加する一方、国民の節電意識の定着や省エネ技術の革新が進んだことなどにより需要は減少し、新たな問題が生じた。

すなわち、春や秋などの電力需要が低い時期の日中に、太陽光の発電量が増えて、電力の供給が需要を大幅に上回る状態になると、電力の需給バランスが崩れ、そのまま放置すれば制御機器などの損傷が起こる可能性がある、という問題である。

そのような事態が起きないように、供給が過剰になると発電設備は自動停止するように予めセットされているが、大規模に自動停止が生じれば、最悪の場合には大規模停電（ブラックアウト）に至る危険性すらある。

このようなリスクを回避するために、電力の供給（送電網への接続）を制限する措置がとられる。これが「出力抑制」である。

（3）出力抑制の実施ルール

この出力制御を行う際の調整の順番は予め定められており（電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 第173条、第174条、第175条など、甲 A480）、①火力→②揚水→③大型バイオマス→④太陽光・風

力→⑤原子力含むベースロードの順で抑制が行われることに決められている。

被告国の説明では、⑤原子力が最後にされているのは、臨機応変な出力調整が困難だからである、とのことである。

しかし、以下に詳述する通り、このようなルールで行われる出力抑制には大きな問題がある。

3 問題点

(1) 「安全・安心」で貴重な再生可能エネルギーを無駄に捨てることになる

資源が乏しい我が国で、太陽光発電や風力発電は一旦施設を作ってしまえば燃料代すらかからない、“燃料代ゼロ、CO₂ゼロ、放射性廃棄物ゼロ”という安価、安全・安心、クリーンな純国産エネルギーで、極めて貴重な資源である。

「出力調整が困難」という理由だけで、コストも高く、放射性廃棄物を生み出し続ける極めて危険な原子力発電をフル稼働させる一方で、これほど優れたエネルギーを大量に捨ててしまうことは、エネルギー・ミックスの基本原則である 3E+S、特に「安全最優先」の原則に真っ向から反する不合理極まりない施策である。

また、再生可能エネルギーを主力電源とし、原発は可能な限り依存度を低下させるという政府の目標にも反する。

(2) 再生可能エネルギーの発展を阻害する

「第2」で述べた通り、被告国は「第5次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーを主力電源化する方針をとっている。

しかし、「出力抑制」を受けた発電事業者は補償などを受けることができず、その分の収入が得られなくなったり、融資を断られたりすることになる。

春や秋のオフピーク時にたびたび繰り返される出力抑制は、折角飛躍的成长を遂げつつある九電エリアの太陽光や風力発電の普及に冷水を浴びせることになり、目指すべき再生エネルギーの主力電源化に立ちはだかる大きな「障壁」となっている。

現に発電事業者も「発電分の収益損もあるが、今後も春秋の週末のたびに実施されることになると、金融機関が太陽光発電への融資を控える要因になりうる」と憂慮している（甲 A482）。

このような事態は、被告国が、「安全最優先」としながらも、危険な原発を「ベースロード電源」と位置づけていることから生じる矛盾である。

飛躍的に増大している太陽光エネルギーと減少を続ける電力需要というバランスに逆行して原発のフル稼働を維持し続けることが、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた布石に立ちはだかる「障壁」となっているのである。

（3）小括

以上の通り、出力抑制の矛盾・問題点は、危険性が極めて高く、かつ有害な放射性廃棄物を生み出す、コストの高い原子力発電をフル稼働させる一方で、将来に向けて主力電源化を目指して促進されるべき“燃料代ゼロ、CO₂ゼロ、放射性廃棄物ゼロ”という安価、安全、クリーンな純国産エネルギーである太陽光や風力発電が「安全・安心」に生み出す電力を捨てて、その成長可能性を阻害する「障壁」となっているところにある。

この矛盾・問題点は、原告らだけが独自に述べているものではなく、大手全国紙をはじめとして、地元有力紙の社説でも、軒並み同様の批判がなされている世論の趨勢、すなわち「社会通念」である（甲 A483 ないし A485）。

再生可能エネルギーを主力とした安全な電力供給に対する国民の思いや原発への不安、恐怖、不信感と、被告国や被告九電が強引に推し進める「ベースロード電源」という名目での原発優遇政策との間に、いかに齟齬が生じているかを如実に示すものである。

第4 結論

以上の通り、「再エネ先進地域」である九州に位置する本件原発の稼働は、「安全・安心」な（かつ燃料コストもCO₂もゼロの純国産）エネルギーである太陽光および風力発電が生み出す電力を捨て去り、その成長可能性を阻害するもので、國の方針にも、社会通念にも反するもので、何らの公益性も見いだせない。

よって、被告国と九電は原発への固執をやめて、ただちに廃炉に向かうべきである。

以上